

第6回 凧あげまつりを開催します

親子で凧あげをしたり、自分で作った凧をあげて楽しみましょう！名人の凧あげは必見です！
皆さん、ぜひご来園ください。

■日時／平成26年1月12日(日) 午前10時～午後2時

※雨天の場合は一部内容を変更し実施します。

■場所／まつぶし緑の丘公園 芝生広場

■内容

▶親子凧あげの部

親子で凧あげに参加しませんか？先着50名に花苗などを差しあげます。(午前10時から受付開始)

費用／無料

持ち物／凧

▶小学生凧づくり教室の部

自分で作った凧を芝生広場であげてみましょう！講師指導のもと、凧作り教室を行います。

費用／無料

対象・定員／小学1年生～6年生 50名(申込み順)

申込み／希望者は、1月11日(土)までに、公園管理センターへ(電話申込み可)。

▶名人によるデモンストレーション

名人が各種凧あげのデモンストレーションを行います。



税務課のお知らせ

問合せ／徴収担当☎991-1835

平成25年度個人住民税市町村表彰式で松伏町が表彰されました

10月28日(月)に知事公館(さいたま市)で、個人住民税の税収確保において、優秀な成績を挙げた13市町村が表彰されました。松伏町は、収入未済額圧縮額部門で、昨年引き続き、県内町村1位となり、埼玉県知事から表彰されました。

※収入未済額圧縮額とは…

個人住民税の収入未済額(滞納額)が、前年度と比べ、減額された額の大きさ。収入未済額が大幅に減ったこと。



越谷税務署のお知らせ

問合せ／越谷税務署☎048-965-8111

竜巻被害を受けた方への説明会を開催します

越谷税務署では、竜巻により被害を受けられた方が申告で雑損控除を受けるための手続方法の説明会と、計算方法などの個別相談会を開催します。

■日時／平成26年1月16日(木)午後1時30分～3時30分

■場所／まつぶし緑の丘公園 レクチャーホール

■対象／竜巻により、ご自身や扶養家族の方などが所有する住宅や家財に被害を受けられた方

※損害保険や補助金により補てんされる金額や所得金額によっては、雑損控除の対象とならない場合があります。

■個別相談を受ける方の必要書類

- ①被害建物の請負契約書など又は固定資産税納税通知書など
- ②修繕などの請求書又は領収書
- ③保険金支払通知書など
- ④り災証明書 (④以外は必須)